

出展社の皆様へのお願い

安全チェックポイント

- ☑ 作業開始前に安全作業の周知徹底、注意喚起を行ってください
- ☑ ブース設営の作業に関わる方はヘルメットの着用をお願いします
- ☑ 資格を要する特定の作業は、専門業者へ依頼してください

搬入出・設営撤収作業の注意点



テールゲートリフター（パワーゲート）に絡む**労働災害**が発生しています。

◆ 事故事例①

撤収作業中に出展企業の社員がテールゲートリフター作業中に**荷台からの転落**により、救急車搬送が発生。搬送先病院でCT検査を実施し、検査の結果その日のうちに帰宅。

出展企業社員

テールゲートリフター作業

◆ 事故事例②

設営中に**出展企業の社員**が輸送トラックテールゲートリフターを一人で操作していて、**リフトと荷台の間に手を挟み**15針を縫う裂傷。病院へ救急搬送し治療後に帰宅。

出展企業社員

テールゲートリフター作業

◆ 共通キーワード

出展企業社員

日頃テールゲートリフターを使用しない出展企業社員が作業を実施

テールゲートリフター作業

年間に600件前後の休業4日以上の死傷災害が発生している

搬入出・設営撤収作業の注意点



トラックで荷役作業時における安全対策が強化されます（厚生労働省） 特別教育受講者以外はテールゲートリフターの操作は禁止です

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育：2024年2月から
それ以外の規定：2023年10月から

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量 5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2トン以上 5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

厚生労働省 テールゲートリフターを安全に



出展社の皆様へのお願い

安全チェックポイント

- ☑ 作業開始前に安全作業の周知徹底、注意喚起を行ってください
- ☑ ブース設営の作業に関わる方はヘルメットの着用をお願いします
- ☑ 資格を要する特定の作業は、専門業者へ依頼してください

**特別教育受講者以外の
テールゲートリフターの操作は法律で禁止されます**